

令和2年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第3号)

令和2年6月12日(金)午後2時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第29号 小布施町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第37号 令和2年度小布施町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 4 議案第39号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 5 社会文教常任委員長報告
- 日程第 6 議案第30号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第31号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第32号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第33号 小布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第34号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 政策立案常任委員長報告
- 日程第14 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書
- 日程第15 請願第 2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書
- 日程第16 請願第 3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める請願書

- 日程第17 陳情第 2号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書
- 日程第18 発委第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第19 発委第 6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 日程第20 発委第 7号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第21 議会報告第2号 令和元年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第22 議会報告第3号 令和元年度小布施町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第23 議会報告第4号 出納検査の報告について
- 日程第24 議案第40号 令和2年度小布施町立栗ガ丘小学校トイレ改修工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長 補佐	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君
建設水道課長 補佐	林信廣君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山崎博雄	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、町長より、議案第40号 令和2年度小布施町立栗ガ丘小学校トイレ改修工事請負契約について、政策立案常任委員長から、発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について、発委第6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について及び発委第7号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書の提出についてが提出されましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配布いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第29号から日程第4、議案第39号に

ついて、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

小西総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小西和実君登壇〕

○総務産業常任委員長（小西和実君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月9日午前9時3分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された議案第29号 小布施町税条例の一部を改正する条例について、議案第37号 令和2年度小布施町一般会計補正予算（第4号）について、議案第39号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第29号についての発言はありませんでした。

議案第37号についての質疑の主なものとして、給食センター管理費の食材料費違約金の契約内容は、北斎ホールを長期的な展望で補助金等を活用した修繕を検討できないのか。農業再生協議会の構成員等の内容について伺いたい。小布施独自の農業を再生する目的を持つ団体の構築を検討願いたい。農道舗装修繕工事は台風19号災害関連の損害保険は対象にならないのか。起債年度末見込額において起債が増加している状況をどのように考えているのか等の発言がありました。

議案第39号についての発言はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。討論を省略して採決の結果、議案第29号、議案第37号及び議案第39号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会委員長報告といたします。

令和2年6月12日、総務産業常任委員長、小西和実。

○議長（関悦子君） 総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第5、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第6、議案第30号から日程第12、議案第38号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。
福島社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○社会文教常任委員長（福島浩洋君） 社会文教常任委員会審査報告。

社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月9日午前9時39分から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された議案第30号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第31号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第32号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第33号 小布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第34号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第35号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第38号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号についての発言はありませんでした。

議案第34号についての質疑の主なものとして、傷病手当を支給した金額の事業主の徴収について伺いたい。傷病手当金をコロナ感染以外の疾病も対象とする考えは。コロナ感染の再感染の場合は対象になるのか。労務に服することができないときとは、どのように判断するのか。症状がない方の適用はどのようにするのか。労務に服することができなくなった日から3日を経過したとなっているが、期間を短縮することはできないのか。事業主へはフロー図などにより、分かりやすい説明を心がけていただきたい等の発言がありました。

議案第35号についての質疑の主なものとして、消費税上げは10月にもかかわらず、軽減

措置の規定はなぜこの時期に行われるのか。令和2年度予算に関してはどのように計上しているのか。該当者はどれくらいの人を見込んでいるのか。通年議会において、なぜ6月会議で上程しているのか。通年議会を導入していることから、改めて議会の役割を分かっていたいただきたい等の発言がありました。

議案第38号についての主なものとして、傷病手当金の予算算出根拠について伺いたい等の発言がありました。

以上が本員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すため、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号及び議案第38号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で社会文教常任委員長報告といたします。

令和2年6月12日、社会文教常任委員長、福島浩洋。

○議長（関 悦子君） 社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対して、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第30号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は
ないものと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は
ないものと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は
ないものと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（請願・陳情）

○議長（関 悦子君） 日程第13、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第14、請願第1号から日程第17、陳情第2号を会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

大島政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 大島孝司君登壇]

○政策立案常任委員長（大島孝司君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

6月8日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書、請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書、請願第3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める請願書、陳情第2号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書であり、請願及び陳情人に出席を求め、慎重に審査いたしました。

請願第1号についての質疑の主なものとして、今後コロナ禍によりICT化が進展するが、ランニングコスト部分を含め要望するべきではないか。会計年度任用職員である講師の先生方の待遇が心配されるが、改善されているのか。県への請願状況はどのようになっているのか。国庫補助金が廃止されている理由は等の発言がありました。

請願第2号についての質疑の主なものとして、学級定員の適正規模の人数はどれくらいを考えているのか。小学校の教科担任制のメリット等は。栗ガ丘小学校5年生の35人を超える学級に対して、支援員の先生の配置はどのようになっているのか。コロナ禍によりクラスを少人数で対応しているが、現状はどうなのか。教員の柔軟な配置とはどのようなことなのか等の発言がありました。

請願第3号についての質疑の主なものとして、種苗法の改正には関係する団体である農協等の動きはどのようになっているのか。また、関係する団体と連携して行うべきではないか。小布施丸ナス等地元特産品の農産物は、改正後どのようになるのか。リンゴ等の新品種は登録品種として登録されていくのか等の発言がありました。

陳情第2号についての質疑の主なものとして、実施件数が27市町村と比較的少ない理由は。妊婦の歯科健康診査を行う理由の根拠は。妊産婦が相談する授産婦、産婦人科等の適切な指導を行う仕組みづくりの状況は。最適な口腔ケアはどのようなことがあるのか。陳情者が個人医師になっているが、歯科医師会での動きはどのようになっているのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、請願及び陳情人から詳細な説明がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

陳情第2号について、資料から見ても必要なことであり、予算的な面からも可能の金額であることから賛成である。須高歯科医師会での陳情でないこと、町の予算に関わることなので、町の状況を把握して採決したらどうか等の意見が出されました。

討論を省略して採決の結果、請願第1号、請願第2号は全員挙手、請願第3号は挙手多数

で、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第2号については、慎重審査を期すために、6月9日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開きました。

町当局から健康福祉課長の出席を求め、町の状況について説明がありました。

暫時休憩後、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は全員挙手で採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和2年6月12日、政策立案常任委員長、大島孝司。

○議長（関 悦子君） 政策立案常任委員長の報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、請願第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第1号について採決をいたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第2号について採決をいたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第3号について採決をいたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第2号について採決をいたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、陳情第2号は採択することに決定をいたしました。

◎発委第5号～発委第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第18、発委第5号から日程第20、発委第7号までは、意見書に関する議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

大島政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 大島孝司君登壇〕

○政策立案常任委員長（大島孝司君） 発委第5号について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由。教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充することを求めるため、意見書を提出する。

次に、発委第6号について申し上げます。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。国の責任において計画的に35人学級を推しすすめるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。国の複式学級の学級定員を引き下げることを求めるために、意見書を提出する。

次に、発委第7号について申し上げます。

種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由。新型コロナウイルスの影響で、今国会では本法案の採決は先送りになっているが、各国において自国食料の輸出制限などに踏み出す中、地域の農業を守り、地産地消を拡大するためにも、日本は自国の農業生産力を高める必要がある中で、万全な対応を求めることから、種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書を提出する。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第5号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第6号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第7号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

◎議会報告第2号の報告

○議長（関 悦子君） 日程第21、議会報告第2号 令和元年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員が朗読をいたします。

[事務局長朗読]

○議長（関 悦子君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第3号の報告

○議長（関 悦子君） 日程第22、議会報告第3号 令和元年度小布施町下水道事業特別会計
繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員が朗読をいたします。

〔事務局長朗読〕

○議長（関 悦子君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第4号の報告

○議長（関 悦子君） 日程第23、議会報告第4号 出納検査の報告を行います。

事務局職員が朗読をいたします。

〔事務局長朗読〕

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上代表監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、お手元にございます例月出納検査の結果に関する報告書に基づきまして、報告をさせていただきます。

まず1番目として、検査の対象ですが、平成2年2月分、3月分及び4月分の次の会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況ということでございまして、一般会計、国民健康保険特別会計等々でございまして、一番下のほうの行にあります、今回は義援金についても検査の対象といたしたところでございます。

2番目、検査の実施日ですが、令和2年3月27日、令和2年4月27日、令和2年5月27日に行いました。

3番目として、実施した検査手続ですが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、そ

の他、通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。令和2年2月28日現在、3月31日現在及び4月30日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元の別表のとおりでございます。

なお、今回、特別議会のほうから要望がありました義援金の出納状況について監査をいたしました。

これらにつきましては、関係帳簿等々の記載金額と一致したところでございますが、申し上げますと、期間は令和元年10月21日から令和2年4月2日の間でございます。

収入、支出、残高の合計だけを申し上げますと、現金の収入は2,825万4,739円、4月2日までに支出した金額は2,742万5,000円でございます。残高は82万9,739円でございます。

なお、これらの支出の詳細等々については、追って実施します定例監査のところで精査して、また別途、皆様方にご報告申し上げたいと思っております。でございます。

令和2年6月12日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小淵 晃。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） 日程第24、議案第40号 令和2年度小布施町立栗ガ丘小学校トイレ改修工事請負契約についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤沢教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で議案第40号についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、お手元へ配付の議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関 悦子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号はお手元へ配付しました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

直ちに、議案第40号について社会文教常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時35分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（関 悦子君） ただいま社会文教常任委員長から委員会付託の案件に係る委員会報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

お諮りいたします。お手元配付の追加日程表のとおり、日程を追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、日程を追加いたします。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 追加日程第1、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました追加日程第2、議案第40号について、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

福島社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○社会文教常任委員長（福島浩洋君） 社会文教常任委員会審査報告。

社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月12日午後2時43分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された議案第40号 令和2年度小布施町立栗ガ丘小学校トイレ改修工事請負契約についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第40号についての質疑の主なものとして、便器のサイズ及び手洗い場等は学年別の体型に即したものになっているのか。また、ウォシュレットはついているのか。既存便器の数と備え付ける便器の数、また、工事中のトイレの対応はどのようにするのか。業者選定は最低価格によるものなのか、あるいは技術的な基準を選定しているのか。入札予定価格と入札で示された最低・最高金額はどれぐらいなのか。設計監理業務を委託した業者は、多額な学校関係工事では今回契約した業者が多く契約しているが、その現状は。夏休みの間に集中して工事を行うなどして工期を短縮できないのか。一般競争入札を導入すべきと考える。今後、電子入札などを含めて研究するべきではないのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すため、討議を行いました。討論を省略して採決の結果、議案第40号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和2年6月12日、社会文教常任委員長、福島浩洋。

○議長（関 悦子君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（関 悦子君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

6月会議を閉じ、令和2年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、6月会議を閉じ、令和2年小布施町議会を散会することに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○議長（関 悦子君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会6月会議に上程させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案のとおり可決をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルスにより、様々な地域活動が中止または延期となっており、町民の皆さんには大変ご不便をおかけいたしております。また、地域活動の停滞に加え、首都圏等から観光で町を訪れる方々が大幅に減少する中で、商いを営む事業者の皆さんは大変苦しい経営状況に置かれていると存じます。

国からの地方創生臨時交付金や今後の追加的な交付金を最大限に活用しながら、町内の事業者の皆さんが継続して事業を営むことができるよう、できる限りの支援策を講じてまいりますので、議員各位にもご理解をお願い申し上げます。

台風19号災害により大きな被害を受け、今年の生育状況が心配されました千曲川堤外農地の果樹園ですが、排土も90%以上終わり、農家の皆さん方には手による消毒など、大変営農にご苦労いただいておりますが、例年どおり美しい花を咲かせてくれ、今は青い葉がすっかり出そろいました。

農家の皆さんお一人お一人に伺っても、作柄についても、このままいけば大きな心配はないとお答えいただく方が多うございます。ほっとしているところでございます。

小布施町にとっても大きな困難が続いておりますが、希望を忘れることなく、町民の皆さんの力をお借りしながら、一つ一つ乗り越えてまいりたいと思います。

本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望などにつきましては、十分に検討して、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、大変暑い夏を迎える中、またこの夏、コロナウイルスの終焉、これを見たわけではない中、ご健康に十分ご留意いただき、ご健勝でますますご活躍いただきますようお願い申し上げますと同時に、町議会のますますのご発展を心より祈念申し上げます、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） これにて6月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時44分